

平成 29 年 8 月 9 日
豊橋市防災危機管理課

台風 5 号に伴う竜巻被災の皆様へ（お知らせ）

このたびの被災に対し、心からお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧に向けて、豊橋市においても下記の支援を行っております。
ご希望される方はそれぞれの担当課にお申し出ください。

制度の名称	担当課	内 容	
◆罹災証明交付申請	市民税課 5 1 - 2 1 9 7	台風（竜巻）による建物等の被害の証明交付申請 （現地調査に基づいて証明）	
◆見舞金			
豊橋市災害見舞金	福祉政策課 5 1 - 2 3 5 5	住宅半壊以上 負傷（入院 1 週間以上）	全壊 6 万円、半壊 3 万円、 1 週間以上入院 3 万円
豊橋市社会福祉協議会災害見舞金		住宅半壊以上 ※負傷は対象外	全壊 6 万円、半壊 3 万円
◆税などの減免等			
市民税	市民税課 5 1 - 2 2 0 0	家屋、家財の価格の 3 割以上の 価値を減じたとき	所得制限があります（1 千万円以下） 所得制限など一定の条件 があります ※税などの減免に関する ことは全て担当課にご連 絡ください。
県・個人事業税		資産の価格の 2 分の 1 以上 の被害を受けたとき	
所得税		確定申告時に雑損控除等を 受けられる	
固定資産税 都市計画税	資産税課 5 1 - 2 2 2 3	家屋の価額の 2 割以上の価 値を減じたとき	
国民健康保険税	国保年金課 5 1 - 2 2 9 5	家屋、家財の価格の 3 割以上 の価値を減じたとき 所得制限があります （1 千万円以下）	
介護保険料	長寿介護課 5 1 - 3 1 3 9	家屋・家財の価格の 3 割以上 の価値を減じたとき 所得制限など一定の条件が あります	
後期高齢者医療 保険料	国保年金課 5 1 - 3 1 3 2	家屋、家財の価格の 2 割以上 の価値を減じたとき （2 割以上 5 割未満は半額、 5 割以上は全額）	
国民年金保険料	国保年金課 5 1 - 2 2 9 1	資産等に損害を受けたとき 申請により免除	
税の徴収猶予	納税課 5 1 - 2 8 4 7	財産が損害を受け一時の納 付が困難なとき	申請条件等についてはご 連絡ください。
◆医療費一部負担金減額、免除			
国民健康保険	国保年金課 5 1 - 3 2 0 2	家屋・家財の価格の 3 割を超 える損害を受けたとき	※所得や適応期間など制 限がありますので、詳細 は担当課にお問い合わせ ください。
後期高齢者医療	国保年金課 5 1 - 3 1 3 2	家屋・家財の価格の 2 割以上 の損害を受けたとき	

制度の名称	担当課	内容	
◆建築確認等			
建築確認手数料等 開発行為等手数料	建築指導課 5 1 - 2 5 8 2 (建築確認) 5 1 - 2 5 8 0 (開発行為)	内容については、直接ご相談ください。	
◆住宅			
市営住宅	住宅課 5 1 - 2 6 0 0	市営住宅への一時的な入居 (最長3カ月)	直接ご相談ください
◆貸付金			
小口事業資金 (災害復旧支援資金)	商工業振興課 5 1 - 2 4 3 1	運転資金・設備資金	1, 0 0 0万円限度
母子父子寡婦 福祉資金	こども家庭課 5 1 - 2 3 2 0	母子父子寡婦世帯が対象 (住宅資金)	2 0 0万円以内 (被害の程度によって異 なります)
生活福祉資金	社会福祉協議会 5 2 - 1 1 1 1	低所得世帯、障害者世帯、 高齢者世帯が対象	直接ご相談ください
◆その他			
悪質業者に関する 相談	東三河消費生活総合センター (5 1 - 2 3 0 5) へご相談ください。		
日本赤十字社から 救援物資の配付	全壊・半壊・流出・床上浸水・消火冠水などを対象に、毛布・タオルケット、 日用品セットなどをお渡ししています。 福祉政策課 (5 1 - 2 3 6 9) へご相談ください。		
災害により発生した ごみに関する相談	環境政策課 (5 1 - 2 4 1 4) 又は業務課 (6 1 - 4 1 3 6) へご相談くださ い。		
農林水産業の被害 証明に関すること	農業支援課 (5 1 - 2 4 7 2) へご相談ください。		

■罹災証明が必要な例

- 保険金の請求
- 職場等の見舞金請求
- 学校、職場等の休暇請求
- 市営住宅への入居申請 などにご利用ください。

■その他お困りのことについては防災危機管理課 (5 1 - 3 1 1 6) へご相談くださ
い。

■豊橋市の実施している制度を中心に掲載しておりますので、各機関等で実施してい
る支援制度についてはそちらにお問合せください。